

任意代理人による復代理人の選任 H13-08-4 <<#357>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、B所有の建物の売却(それに伴う保存行為を含む。)についてBから代理権を授与されている。Aは、急病のためやむを得ない事情があっても、Bの承諾がなければ、さらにEを代理人として選任しBの代理をさせることはできない。

【答え】 誤り

《ポイント》 任意代理人による復代理人の選任

委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。(民法 104 条)